

県内の中小企業が取り組む革新的な取組を鳥取県が応援します！

### ■鳥取県産業未来共創事業とは？

- 県内企業の革新的な取組の事業計画を策定し、県内産業を再生させ、発展の軌道に乗せることを目指すものです。
- 県の認定を受けた事業計画については、商工団体等の支援機関が計画の実行をサポートします。

### ■事業計画を実行するための支援策は？

- 事業計画を実行するための必要経費の一部について支援します。
- 新たな取組や生産性向上（働き方改革）に対する補助制度は、以下の4つの型があります。  
※この他に研究開発に対する支援、大型投資に対する支援もあります。  
※要件となっている国の計画の認定を受けることで国の支援策も受けることができます。

会社の成長戦略	事業タイプ	補助額(補助率)	期間	備考
既存事業とは違う新たな取組で成長を目指す	新たな企業価値創造型	最大200万円 (1/2)	24か月以内	
既存事業の一部に革新的な取組を導入し生産性向上を目指す。	生産性向上・新技術導入推進型	最大500万円 (1/2※)	12～24か月	経営力向上計画の認定が必要。 組合は補助率2/3
全国的にみても新規性の高い取組により革新的な経営改善を目指す。	経営革新型	最大1,000万円※ (1/2)	36か月以内	経営革新計画の承認が必要
県内の事業を承継して革新的な取組を行う。	事業承継促進型	最大200万円 (1/2)	12か月以内	別途ご案内

補助対象経費 (詳しくは、補助金交付要綱等を確認ください。対象にならない場合もあります。)	FS調査費 経営基盤整備費 新商品（役務）開発費 人材育成費 販路開拓費 など	設備導入・DX導入費 ⇒建物、設備（機械装置・工具器具・備品・システム） ※事業規模下限50万円 ※取得価格10万円未満の設備は対象外 ※貸付のために導入する設備は対象外 ※生産性向上・新技術導入推進型の生産性向上の取組では建物対象外 など
--	--	---

#### ■新たな企業価値創造型の例

- 新商品・サービスを開発して、新たな市場に進出。
- ECサイトなどデジタル技術を活用して販路を開拓。

#### ■事業承継促進型の例

- 事業承継を機に、手作業を機械化して効率を上げる。
- 事業承継を機に新たな看板設置やHPの改修を行う。

#### ■生産性向上・新技術導入推進型の例

- 設備の導入により生産性を大幅に強化し、他社に対する競争力を確保。
- 在庫管理システムの導入による生産性向上。

#### ■経営革新型の例

- 自社独自のノウハウの販売による収益改善
- 作業補助にドローンを使った新規サービス

まずは、最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会にご相談ください。

【申請以外の問合せ先】鳥取県商工労働部 企業支援課

TEL : 0857-26-7241・7242 FAX : 0857-26-8117 MAIL : kigyoushien@pref.tottori.lg.jp

<https://www.pref.tottori.lg.jp/286553.htm>

# 鳥取県産業未来共創事業 募集要領 (抜粋)

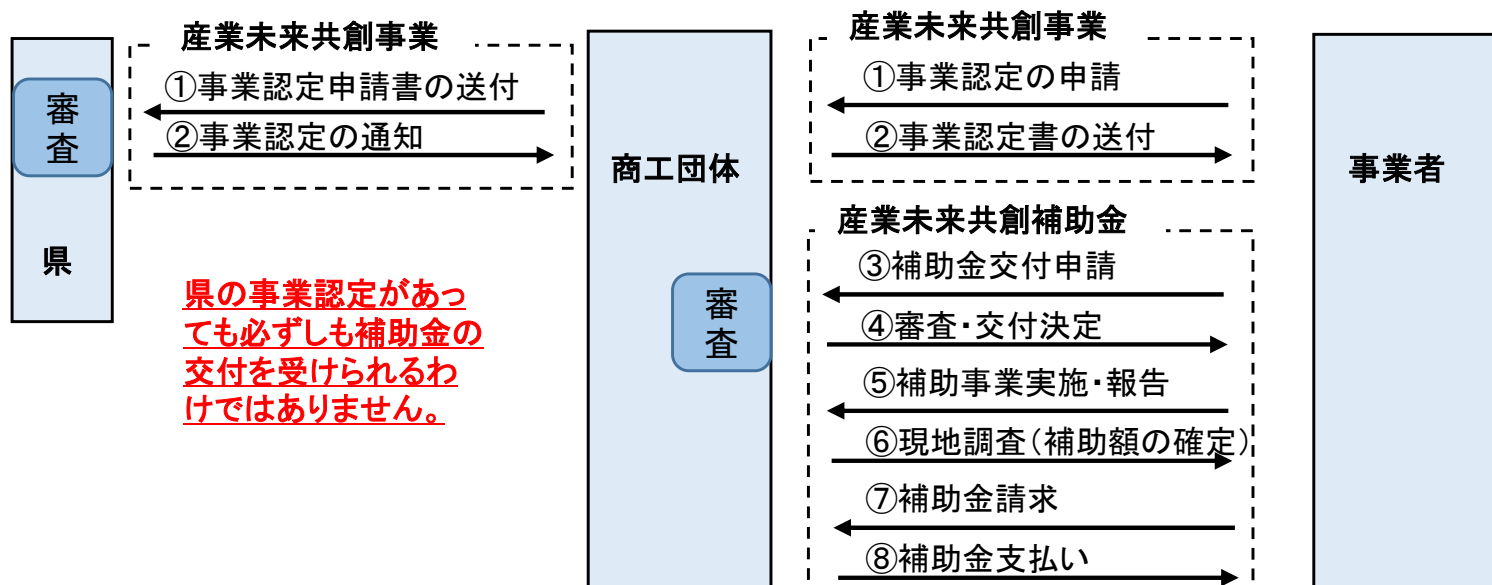
※詳しい要件は、募集要領（ホームページに掲載）で御確認いただくか、別途お問合せください。

	事業認定申請期間	申請先
新たな企業価値創造型 生産性向上・新技術導入推進型	第1回 令和6年5月10日(金)～ 同年6月7日(金) 第2回 令和6年8月1日(木)～ 同年8月30日(金) 第3回 令和6年11月1日(金)～ 同年11月29日(金) 第4回 令和7年1月6日(月)～ 同年1月31日(金)	商工団体(※)
経営革新型	毎月15日までの申請分に対し翌月の審査会を実施	商工団体経由で 県へ申請
事業承継促進型	別途ご案内	別途ご案内

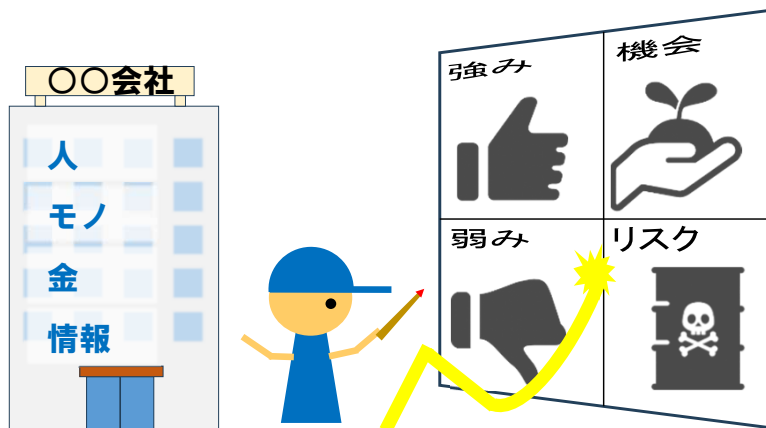
※商工団体とは、県内にある商工会議所、商工会、中小企業団体中央会のことを言います。  
※商工団体により別途締め切りを設けている場合がありますので事前に確認してください。

## ■補助事業スキーム

※〈新たな企業価値創造型〉〈生産性向上・新技術導入推進型〉の場合



## ■新たな企業価値創造型と生産性向上・新技術導入推進型の違い



現在の事業は、斜陽産業で、新たな収益の柱が望まれ、会社の強味を活かした新規事業で計画を作成し成長を目指す。

⇒**新たな企業価値創造型**

現在の事業で非効率的なところがあり、設備導入等を含めて仕事の変革を行うことで、生産性の向上を目指す。

⇒**生産性向上・新技術導入促進型**